知5年6月5日

 荻野公民館・地区市民センター 〒243-0202 厚木市中荻野594-1

☎046-241-1030 FAX046-243-1011 上荻野分館・市役所連絡所 〒243-0201 厚木市上荻野1925-1

☎046-242-5330 FAX046-243-1012 E-mail 8617@city.atsugi.kanagawa.jp

• \cdots

あゆうのき

ごみ減量・資源化 推進委員会

荻野地区夏季一斉美化清掃のお知らせ

[実施日] 6月25日(日)※爾天時は7月2日(日)

荻野地区住民総ぐるみで、美化清掃を実施します。

住みよい地域づくりのために、家の前の道路や公園などの清掃をお願いします。 今回は、次の方法で行います。

- ■収集したごみは分別して、荻野地区ごみ等収集日にごみ集積所に出してください。
- ■側溝の掃除で出たヘドロはあらかじめ決められた場所に出してください。 翌日に回収します。
- ■公園などの剪定作業で切った枝等は、あらかじめ決められた場所に出してください。別途回収します。 ※自治会によっては、実施日が異なる場合があるります。

【問合せ】荻野公民館 ☎241-1030

影を守ろう!

おぎの銀子真真循数電

日本の武道(合気道)の気や技を使ってどなたでも できる護身術の基本を学びます。

【日 時】7月17日(月・祝)10時30分~正午

【場 所】荻野公民館 2階集会室

【対象】小学生から大人までの親子やご家族20名(先着順) ※小さいお子様は申込時にご相談ください。

【参加費】無料

【持ち物】汗ふきタオル、飲み物、動きやすい服装

【申込み・問合せ】

7月10日(月)までに電話、FAX、メールのいずれ かで

合気普及会 大野

Email kishou@aiki-seisinkan.org

【後援】厚木市教育委員会

荻野地区の環境保全指導員を御紹介

小林良平さんと山口正晃さんが、4月1日付で 厚木市長から環境保全指導員に委嘱されました。 お二人は、きれいなまちづくりのために「路上

喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」を、駅前路上 喫煙禁止エリアで行っていきます。

清潔感のあるきれいなまちづくりのためには、 ゴミの持ち帰りや喫煙マナー、ゴミ拾い等、一人 ひとりの心掛けが大切です。

是非、地域の皆さんの御協力もよろしくお願い します。

【問合せ】生活環境課 ☎225-2750

荻野地区地域福 祉推進委員会

ミニ茶話会

【日 時】7月6日(木)午前10時~正午

【場 所】まつかげ台自治会館

【対象】まつかげ台地区にお住いの70歳以上の方

【定 員】20人程度 ※先着順

【内 容】茶話会、健康づくり課の職員による健康講話、 楽しい腹話術

【申込み】6月30日(金)までに、 荻野公民館(☎241-1030)に電話または直接 申込み。

【問合せ】荻野地区地域福祉推進委員会 サービス部会 升田、若杉

『厚木市史たより』第28号の発行

市史編さん事業の紹介と市史を読み解く手引と

なる『厚木市史たより』 第28号を発行しました。

A4判4頁のパンフレット型の読み物で、内容は、

「戦後女性たちの暮しと罹 災者」についてです。

市内各公民館・あつぎ郷 土博物館・図書館・文化財 保護課などで配布中。

【問合せ】文化財保護課 ☎225-2060



こんにちは 私たちは青少年相談員です!

市内には、私たち102人の青少年相談員(公民館地区選出・小学校・中学校・高校)がいます。 各地区や市街地に出て、愛の声掛け運動(パトロール)を行っています。

声掛けしながら、子どもから大人へと育っていく青少年に、大人が周りにいることを感じてもらい、

「見守っているよ、ひとりじゃないよ」ということを伝えていきたいという思いで活動しています。 地域の皆さんと一緒に、地域活動や厚木市青少年教育相談センターでの活動を軸に、大きな社会へ 活躍の場を広げていく青少年をこれからも見守っていきたいと思います。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に 給付金を支給します。

【対象世帯】6月1日時点で世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となった世帯 (課税者の扶養親族を除く)

【支給額】1世帯3万円

【申請方法】6月下旬以降に発送する確認書または申請書と必要書類を、直接または郵送で、提出

○直接 ⇒ 厚木市役所第二庁舎2階

○郵送 ⇒ 〒243-8511 生活福祉課緊急支援給付金担当

【申請期限】12月14日(木)(必着)※ご質問やご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

【問 合 せ】厚木市緊急支援給付金コールセンター ☎225-2384

受付時間 8時30分から17時15分(十・日曜・祝日を除く)

(問合せ窓口 厚木市役所第二庁舎2階)

災害のおそれのある場所からの移転をサポートします ~居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅)移転事業補助金のご案内~

土砂災害や河川の氾濫による家屋倒壊など、災害の危険性の高い場所から住宅を移転される方に対して、 移転に関する費用の一部を補助します。

【対象】市が定める住宅にお住まいの方で、既存の住宅を撤去し、市内の別の場所へ移転する方 【補助上限額】 (一戸当たり)

- ①除却費 (既存住宅の撤去や跡地整備) …308万円
- ②建物助成費(移転先の土地購入や住宅建設など)…731万8千円
- ③移転等費(引越し代、仮住居費など)…97万5千円
- ※②は、金融機関から資金を借り入れた場合の、借入金の利子に対する補助となります。
- ※事業の詳細については担当へお問い合わせください。

【問合せ】都市計画課 ☎225-2400

民館からのお知らせ 【図書室のお休み】**6月19日(月)** 【図書室の開室時間】**10時~17時 西**242-8403

